

公益社団法人相模原市防災協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人相模原市防災協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、火災、地震等による災害から相模原市民の生活を守るため、市民及び事業所関係者の防災に係る意識、知識及び行動力の向上並びに防災体制の強化促進に資する事業を行うことにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 防災に関する意識及び知識の普及啓発
- (2) 防災に関する指導育成及び防災体制の強化

2 前項の事業は神奈川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当するもの。

ア 相模原市内に事業所又は営業所を有し、防火管理者、危険物取扱者又は高圧ガス販売主任者を置く法人若しくは団体又はこれらのものをもって組織する団体

イ アに掲げるもののほか、協会の目的に賛同し、かつ、防災に密接な関係を有する法人又は団体

(2) 名誉会員 協会に功労があった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの

- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人、法人又は団体

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、社員総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、社員総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、理事長に退会届出書を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利義務等)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは

できない。

- 2 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(役員を設置)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、協会の業務を執行し、事務局長を兼ねることができる。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事は、法令に定められた職務を執行し、権限を行使する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て別に定める。

(事務局)

第19条 協会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第20条 協会に顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、協会の重要事項等について理事長の諮問に応ずる。

3 顧問及び参与は、理事会の決議を得て理事長が委嘱する。

4 顧問及び参与の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 顧問及び参与には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第6章 社員総会

(構成)

第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 社員総会は、法人法及びこの定款に定める事項について決議する。

(種類及び開催)

第23条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第24条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議を経て理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が、書面によって議決権を行使することができることとするときは、社員総会の日の2週間前までに当該通知をしなければならない。

3 前項ただし書きの場合において、当該通知に際しては、法令で定めるところにより、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

(議長)

第25条 社員総会の議長は、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 社員総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第27条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 28 条 社員総会の決議は、正会員総数の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員総数の3分の2以上をもって行なわなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 協会の解散
- (5) 資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金である場合を除く。）
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第 29 条 社員総会に出席することができない正会員は、法令で定めるところにより、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第 26 条及び前条の規定の適用については、当該正会員が出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 31 条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は毎年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
 - (3) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は、請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに充たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事のうちから議長を選任する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条の2 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものをみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第39条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第41条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、当該事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第43条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査及び理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 理事長は、法令で定めるところにより、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第46条 協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属)

第47条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、社員総会の決議により、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、前項に定める法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告

(公告方法)

第48条 協会の公告は、電子公告の方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、八木繁雄とする。

附 則

この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。